

函館市離職者等緊急雇用奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市離職者等緊急雇用奨励補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響で就労の場を失った者等の再就職を支援するため、その者を雇用する事業主に対し補助金を支給することにより、市内における雇用の機会の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 離職者等 新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、令和2年1月24日以降に解雇等をされた者をいう。
- (3) 解雇等 次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。
 - ア 事業主に直接雇用されている労働者が、事業主の都合により解雇（解雇とみなされる雇止めを含む。）され、または期間の定めのある労働契約の中途解除により離職をさせられること。
 - イ 労働者派遣契約により、事業主に役務の提供を行っている労働者が、当該事業主の都合により労働者派遣契約が更新されなかったこと、または中途解除により離職をさせられること。
 - ウ 企業の事業主および当該事業主に直接雇用されている労働者が、当該企業の倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立てまたは手形取引の停止等）に伴い離職すること。

エ 採用内定の通知を受けた者が、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消されること。

オ その他市長が解雇等に該当すると認めること。

(対象労働者)

第4条 離職者等で、この要綱の施行の日から令和3年3月31日までの間に第6条に規定する補助対象事業主（以下「補助対象事業主」という。）に雇用された者のうち、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 次のアからカまでに掲げる要件を満たす者（以下「正規雇用労働者」という。）

ア 雇用期間の定めのない者であること。

イ 1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）であること。

エ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。

オ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

カ 雇用された日から継続して市内に住所を有する者であること。

(2) 次のアからエまでに掲げる要件を満たす者（以下「短時間労働者」という。）

ア 雇用期間の定めのない者であること。

イ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者であること。

ウ 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法

第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者および同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。) であること。

エ 雇用された日から継続して市内に住所を有する者であること。
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。
(補助対象事業主の要件)

第6条 補助金の交付の対象となる補助対象事業主は、市内に事業所を有する法人または個人事業主であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- (2) この要綱の施行の日から令和3年3月31日までの間に対象労働者の雇用を開始した後、当該労働者を3か月以上継続して雇用し、およびその後も継続して雇用する意思を有すること。
- (3) 対象労働者の勤務地が市内であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者

イ 函館市に納付すべき税を滞納している者

ウ 国，地方公共団体，またはこれらの全額出資による法人である者

エ 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団，同条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

オ 対象労働者を雇い入れた日前1年間に，当該対象労働者について，雇用，請負等の関係にあった，または，出向，派遣等の関係により事業所において就労させたことがある者

カ 対象労働者が雇い入れ事業所の事業主または取締役の三親等以内の親族（配偶者または三親等以内の血族および姻族）である者

キ 対象労働者を雇い入れた日前1年間に，対象労働者を雇用していた事業主と資本的，経済的等の関連性からみて密接な関係にあ

る者

ク 対象労働者について、国または地方公共団体等から雇い入れ、賃金または人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等の交付決定を受けている者

ケ その他市長が不相当と認める者

(補助金の交付申請および実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業主は、対象労働者を3か月以上継続して雇用した日の翌日から起算して30日以内に、別記第1号様式の申請兼実績報告書に別記第2号様式の確認書その他の必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(補助金の交付決定および額の確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、および必要に応じて事業所への訪問調査や対象労働者への聞き取りを実施することにより、雇用の状況を確認して、相当と認めるときは、補助金の交付の決定および額の確定を行い、別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定等の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部または一部を取り消す。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月22日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	補助金額	限度額
函館市離職者 等緊急雇用奨 励補助金	対象労働者1人につき次 の金額を補助 正規雇用労働者 30万円 短時間労働者 20万円	1社当たり5人分の補助 金額

別記第1号様式（第7条関係）

函館市離職者等緊急雇用奨励補助金交付申請兼実績報告書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所
企業名および代表者名
(個人の場合は、氏名)

印

函館市離職者等緊急雇用奨励補助金交付要綱第7条第1項の規定により、
函館市離職者等緊急雇用奨励補助金の交付を受けたいので、関係書類を添
えて下記のとおり申請します。

記

補助の対象となる労働者の人数	正規雇用労働者	人
	短時間労働者	人
補助金交付申請額	金	円

申請者の概要

本社の所在地	〒 ー		
会社の名称			
代表者氏名			
資本金		従業員数	
業種		雇用保険適用 事業所番号	

確認事項（該当する欄に○をつけてください）※

別紙1「補助金の交付申請に 関する誓約事項」に記載され た内容について		A. 誓約する	B. 誓約しない
---	--	---------	----------

※B. に○を付けた場合は，補助金の支給対象となりません。

振 込 金 融 機 関	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	
	フリガナ	

添付書類

(1) 離職関係

ア 対象労働者ごとの雇用保険被保険者離職票の写しまたは内定取消通知の写しその他離職理由や内定が取り消されたことが分かる書類の写し

(2) 雇用関係

ア 対象労働者ごとの雇用契約書の写しまたは雇用条件通知書の写しなど，雇用契約を証する書類

イ 対象労働者ごとの雇用関係等確認書（別記第2号様式）

ウ 対象労働者ごとの出勤状況および賃金の支払状況等を明らかにする書類の写し（出勤簿，賃金台帳等）

エ 対象労働者ごとの雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

オ 対象労働者ごとの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しその他社会保険加入を証する書類の写し

カ 対象労働者ごとの雇用時点で市内に住所を有することの確認ができる書類（住民票等）

(3) その他

ア 事業主の登記事項証明書または個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類

イ 納税証明書その他函館市に納めるべき税を滞納していないことを証する書類

別紙 1

函館市離職者等緊急雇用奨励補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 函館市離職者等緊急雇用奨励補助金に関する報告および立入調査について、函館市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の事項について、相違ないことを誓約します。
 - (1) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主である。
 - (2) 対象労働者を函館市離職者等緊急雇用奨励補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第1号に規定する正規雇用労働者または同条第2号に規定する短時間労働者として雇用している。

※雇用区分の要件

要件	正規雇用労働者 (要綱第4条第1号)	短時間労働者 (要綱第4条第2号)
雇用期間	期間の定めなし	
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
雇用保険	○ 被保険者である	
健康保険 厚生年金保険	○ 被保険者である	× 適用なし
その他	市内に住所を有している	

- (3) 派遣労働者としての雇い入れや、請負契約ではない。
- (4) 対象労働者を交付決定後も継続して雇用する意思を有している。
- (5) 対象労働者に毎月賃金を支払っている。
- (6) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者
 - イ 函館市に納付すべき税を滞納している者
 - ウ 国、地方公共団体、またはこれらの全額出資による法人である者
 - エ 函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同前条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係事業者該当する者
 - オ 対象労働者を雇い入れた日前1年間に、当該対象労働者について、雇用、請負等の関係にあった、または、出向、派遣等の関係により事業所において就労させたことがある者
 - カ 対象労働者が雇い入れ事業所の事業主または取締役の三親等以内の親族（配偶者または三親等以内の血族および姻族）である者
 - キ 対象労働者を雇い入れた日前1年間に、対象労働者を雇用していた事業主と資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にある者
 - ク 対象労働者について、国または地方公共団体等から雇い入れ、賃金または人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等の交付決定を受けている者
 ※市補助金と上記クの支給を重複して受けた場合、市補助金の返還を命じる場合があります。
 また、市補助金の交付を受けたことにより他の助成金等の申請ができなくなる場合があります。他の助成金の活用を検討している場合は、必ず所管の機関へ事前に確認してください。
 - ケ 補助金の支給を目的として、既に雇用している労働者を不当に解雇し、正規雇用労働者または短時間労働者を新たに雇い入れた場合等、実質的に補助金を受ける対象事業者として不相当と認められる者

別記第2号様式（第7条関係）

雇用関係等確認書

[申請事業者記入欄]

対象 労働者	フリガナ 氏 名		
	住 所	函館市	
	生年月日	年	月 日生（ 歳）
雇用保険被保険者番号			
雇用年月日		年	月 日
雇 用 区 分 (いずれかに○)	正規雇用労働者 ・ 短時間労働者		
	要件	正規雇用労働者 (要綱第4条第1号)	短時間労働者 (要綱第4条第2号)
	雇用期間	期間の定めなし	
	週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
	雇用保険	○ 被保険者である	
	健康保険 厚生年金保険	○ 被保険者である	× 適用なし
	その他	市内に住所を有している	
週所定労働時間		週	時間
雇用保険加入日		年	月 日
健康保険厚生年金保険 加入日		年	月 日
※正規雇用労働者として雇用した場合のみ記入			
<p>以上の記載内容について確認し、内容に相違ありません。 また、記載内容について調査することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住 所 企業名および代表者名 (個人の場合は、氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

[対象雇用者記入欄]

<p>解雇等の理由 (いずれかに○印)</p>	<p>① 事業主の都合により解雇，解雇とみなされる雇止め， または労働契約の中途解除により離職させられた</p> <p>② 事業主の都合により労働者派遣契約が更新されなかつた，または中途解除により離職させられた</p> <p>③ 企業の倒産（破産，民事再生，会社更正等の各破産手続の申立てまたは手形取引の停止等）に伴い離職した</p> <p>④ 採用内定の通知を受けたが，採用内定通知者の都合により採用内定を取り消された</p> <p>⑤ その他 ()</p> <p>※その他の場合は，括弧内に理由を記入してください。</p>	
<p>前勤務事業所名 (採用内定取消の場合 は，その事業所名)</p>		
<p>前勤務事業所離職日 (採用内定取消の場合 は，その取消日)</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>1</p>	<p>離職等の理由は，新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>
<p>2</p>	<p>現在の事業所で賃金の支払いを受けている。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>
<p>3</p>	<p>今後も現在の事業所で，現在と同じ雇用区分で働き続ける見込みがある。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>
<p>4</p>	<p>事業主または取締役の三親等以内の親族（配偶者，三親等以内の血族及び姻族）ではない。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>
<p>5</p>	<p>雇用された日から継続して函館市民である。</p>	<p>はい ・ いいえ</p>
<p>以上の記載内容について確認し，内容に相違ありません。 また，記載内容について調査することに同意します。</p> <p>年 月 日</p>		
<p>対象労働者氏名</p>		<p>印</p>

※ 必ず対象労働者本人が署名押印してください。

別記第3号様式（第8条関係）

函館市離職者等緊急雇用奨励補助金交付決定および額の確定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、
内容審査の結果、次のとおり決定し、同額で補助金の額を確定しましたの
で、函館市離職者等緊急雇用奨励補助金交付要綱第8条の規定により通知
します。

記

補助金の額 金 円